

国際会計基準審議会 御中

2008年9月26日

ディスカッション・ペーパー

「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」に対するコメント

我々は、退職後給付プロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、ディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」（以下「DP」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会の中に設けられた退職給付専門委員会のものである。

全般的事項

質問 1

この IASB プロジェクトでは限られた期間に特定の課題に対応するという目標を掲げていますが、これを前提として、ボードがこのプロジェクトの一部として取り扱うべきである課題が他にもあると思いますか。あるとすれば、それらの課題を優先事項であると考え理由を述べてください。

プロジェクトの範囲

1. 質問 1 は、このプロジェクトの一部として取り扱うべきである課題が他にもあるかというものであるため、以下ではこれに関連し、プロジェクトの範囲等についてコメントをする。
2. 退職後給付会計プロジェクトに関する最終基準を、2011 年 6 月までに公表する場合には、このプロジェクトの範囲は、それまでに達成可能な領域に限定すべきであり、少なくとも退職後給付会計の中で一貫した会計処理が行われるようにすべきである。我々は、退職後給付会計と他の会計の領域との間の一貫性を欠く部分を解消しようとする IASB の取組みは理解する。しかしながら、測定規定に関する根本的な問題を包括的に検討しない以上、現在の国際会計基準（IAS）第 19 号の処理を継続する部分は残らざるを得ない。我々は、応急的に一部についてのみ変更を行うことが、却って退職後給付会計の中での不整合の拡大につながることを懸念する。
したがって、今回のプロジェクトでは、退職後給付会計基準の中で一貫した処理ができ、かつ、他の領域との不整合が拡大しない改善のみを取り扱うべきである。

(給付約定の分類)

3. DP は、従来、拠出建制度と給付建制度に分類していた退職後給付を、拠出ベース約定と給付建約定に分類することを提案し、従来は給付建制度に含まれていたキャッシュ・バランス・プランを、拠出ベース約定に分類することを提案している。そして、拠出ベース約定の負債については、給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定することを提案している。

DP は、IAS 第 19 号の測定規定について、拠出ベース約定と給付建約定のいずれに対しても、これを適用することに問題があると指摘するものの (1.11 項及び 4.9 項)、拠出ベース約定の測定方法のみを変更し、給付建約定については今回のプロジェクトでは扱わないことを提案している。この結果、質問 10 に対する回答で述べるように、退職後給付会計の中で新たな不整合が生じることになることから、この提案には表現の忠実性の観点から問題があると考えられる。

4. また、提案された拠出ベース約定と給付建約定との分類は、基金が従業員の当期及び前期以前の勤務に関するすべての従業員給付を支払うための十分な資産を保有しない場合に、企業が将来に追加の掛金を支払う義務を負うかどうかという点で判断する、現行 IAS 第 19 号の拠出建制度と給付建制度との分類と比較すると、非常に複雑で曖昧である。
5. こうした点を踏まえると、今回のフェーズではこうした問題を扱うべきでなく、DP が提案する給付約定の分類に基づく検討は見送るべきであると考ええる。

(公正価値による拠出ベース約定の測定)

6. 我々は、一部の拠出ベース約定 (例えば、株価指数に連動する約定リターンを伴うキャッシュ・バランス・プラン) に対して、IAS 第 19 号の測定規定を適用することが適当ではない場合があることは理解する。しかしながら、我々は、拠出ベース約定について提案された DP の測定方法 (すなわち、公正価値測定) では、後述する信用リスクの問題など、さらなる問題点が生じ、これらを 2011 年 6 月までに解決することは難しいと考える。したがって、拠出ベース約定の公正価値測定の提案についても検討を見送るべきである。

(拠出ベース約定の範囲から除外すべき約定)

7. 我々の意見は、上記のように拠出ベース約定の会計に関する検討を見送るべきというものである。しかしながら、仮に拠出ベース約定に関連した論点の検討を行う場合には、拠出ベース約定の範囲の見直しを行うべきである。これは、DP が提案する拠出ベース約定の範囲には、例えば、固定リターン約定や国債の利回りに連動した変動リターン約定のように、IAS 第 19 号の測定規定を適用しても、DP で提案された測定方法を適用した場合と比べ、相対的に問題が少ない約定が含まれているためである (第 33

項参照)。こうした約定については拠出ベース約定の範囲から除外し、IAS 第 19 号の測定規定をそのまま適用すべきである。

8. しかしながら、以下の質問 5 以降の質問（第 30 項以降）に対しては、IASB が拠出ベース約定の処理の検討を続ける場合のコメントも記載している。

給付建約定の認識と表示（第 2 章及び第 3 章）

質問 2

ボードがその予備的見解に至る際に検討すべきであったのに検討しなかった要因はありますか。あるとすれば、それらの要因とは何ですか。それらの要因は、ボードに対してその予備的見解の再検討を強いるに十分な根拠となり得ていますか。もしそうであれば、なぜですか。

IAS 第 19 号の遅延認識と平準化の廃止

9. DP 第 2 章では、給付建約定の積立状況（制度資産の価値と給付建債務の価値の差額）を財政状態計算書（貸借対照表）に資産又は負債として認識すると同時に、その変動を遅延認識せず、包括利益計算書で即時に認識することが提案されている。
10. 我々は、制度が積立不足である場合に資産が認識され、又はその逆が起り得るといった、遅延認識モデルのもたらすアノマリーに対する批判を解消するために、改善が必要であるということは理解する。しかしながら、第 2 項で述べたように、このプロジェクトの範囲は、2011 年 6 月までに達成可能な領域に限定すべきであり、議論のある領域については、今回のフェーズでは扱わず、次のフェーズで行うべきと考える。
11. 我々は、給付建約定の積立状況を財政状態計算書に即時に認識することは、前項で示した問題解決につながり、関係者の同意を得やすいと考えられるため、これのメリットについては理解をする。しかしながら、第 12 項から第 17 項に述べるように、保険数理差損益や過去勤務費用を含んだ、現行 IAS 第 19 号における純給付建費用（net defined benefit cost）の基本的な測定の考え方の変更は、大きな議論をもたらすことになるため、今回のフェーズではこれを扱うべきではないと考える（この場合の具体的な処理については、第 21 項から第 29 項で詳述する）。

（積立状況を負債として認識することで足りる）

12. DP の 2.7 項では、現行 IAS 第 19 号の遅延認識モデルに対する主な批判として、退職後給付約定を提供する費用の経済的変動（制度資産と給付債務の変動）が発生時点で認識されず、給付建制度が積立不足である場合でも資産として計上されるかもしれない（逆のケースもある。）という問題があることを挙げている。しかしながら、これらの問題の解決のためには、給付建約定の積立状況を財政状態計算書で認識することで

足り、現行 IAS 第 19 号における純給付建費用の基本的な測定の考え方を根本的に変える必要はない。

13. DP の 2.10 項はまた、「取引その他の事象の影響額は、その発生時期に認識され・・・会計帳簿に記録され、それらに帰属する期間の財務諸表に計上される」とするフレームワークは、遅延認識ではなく、即時認識と整合すると指摘する。しかしながら、我々は、積立状況が財政状態計算書で即時認識される限り、純利益で遅延認識をしてもフレームワークと整合すると考える。そのような方法の下では、給付建約定を提供する費用の経済的変動が生じた会計期間において、積立状況の変動がその他包括利益の構成要素として、包括利益計算書で認識されることとなる（第 26 項から第 27 項参照）。

（意思決定有用性の観点からの検討の必要性）

14. 保険数理差損益を即時認識する結果生じる、純利益のボラティリティを懸念する意見が幅広くある（2.5 項）が、DP は、ボラティリティがある取引や他の事象を忠実に表現するならば測定額も変動しやすいはずであるとして、即時認識を提案している。一方、いくつかの実証分析の結果は、即時認識よりも遅延認識に基づく財務情報の方が、投資家の意思決定に有用であることを示唆している。即時認識の適切性については、表現の忠実性よりも上位概念である意思決定有用性の観点から検討をすべきであり、我々は、この点からの IASB の検討が不十分であることを懸念している。

（金融商品プロジェクトとの整合性）

15. 制度資産及び給付建債務の変動から生じるボラティリティ、特に制度資産の分は、金融商品の価値の変動に伴うボラティリティと極めて類似している。金融商品の価値の変動を、純利益又はその他包括利益でいつ認識すべきかについては、現在、金融商品プロジェクトで検討されている問題である。当該プロジェクトにおけるディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」では、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）が長期的には全面公正価値を支持しているものの、解決すべき課題が多いため、中間的なアプローチが提案されている。我々は、制度資産の価値の変動の会計処理と金融商品の価値の変動の会計処理は、整合的に考慮すべきと考えている。

（権利が未確定の過去勤務費用）

16. DP は、制度変更から生じる権利が未確定の過去勤務費用を、将来の勤務に帰属させることが、国際財務報告基準（IFRS）第 2 号「株式報酬」における、IASB が最良の概念的な解決策と考えるものに整合することを認めている（2.19 項及び 2.20 項）。しかしながら、このアプローチによれば、IAS 第 19 号において負債とみなされている金額を遅延認識する結果となる。DP は、IFRS 第 2 号と整合しないことを承知しながら（2.20

項)、権利が未確定の過去勤務費用をその制度変更が行われた会計期間に認識することを提案している (PV4)。この予備的見解は、IAS 第 19 号と IFRS 第 2 号における会計処理モデル間の不整合は、本プロジェクトにおいて扱われるべき論点ではないという IASB の考え方に基づくものである (2.21 項)。

17. 我々はこの点について、第 12 項及び第 13 項で述べたように、権利が未確定の過去勤務費用を負債として財政状態計算書に即時認識するからといって、これを純利益で即時認識することにはならないと考える。我々はまた、リサイクルを通じて、権利が未確定の過去勤務費用を権利が確定するまでの期間にわたり、将来の勤務に帰属させることによって、IFRS 第 2 号の会計処理との整合性を保つことができると考える。

期待運用収益

18. 第 11 項に示した、現行 IAS 第 19 号における純給付建費用の基本的な測定の考え方を変更しないという見解に従う場合、期待運用収益の定めについても変更しないことが考えられる。
19. この点、DP は、資産からの運用収益を、期待運用収益と保険数理差損益に区分しないことを提案している (PV 3)。この予備的見解は、期待運用収益率の決定に内在する主観性が、純利益を操作するために、恣意的に率を選択する機会を企業に与えるということに対する IASB の懸念を理由とする (2.15 項)。しかしながら、主観性に関連する論点は会計上の見積りに不可避なものであり、期待運用収益に限ったものではない。
20. 上述した DP の見解 (2.15 項) は、2.14 項で述べられた、期待運用収益がよりレリバントな情報を提供するという見解よりも、客観性を重視したものと思われる。しかし、こうした考え方は、客観性よりもレリバンスを重視する、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」における見解 (例えば、当該 DP の 3.62 項及び 3.63 項) と異なるものである¹。

この点、我々は、もしも客観性を重視するのであれば、他の客観性のある方法 (例えば、3.29 項で示されているような優良社債に関する市場利回り) を期待運用収益の代わりに用いることもあり得ると考える。

質問 3

- (a) 給付建費用の変動を表示するアプローチの中で、財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供するのはいかなるアプローチですか。それはなぜですか。

¹ 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の第 45 項に記載されているように、利用者の意思決定有用性には、質的特性である、レリバンスと信頼性のトレードオフがしばしば必要となる。期待運用収益率の決定が主観的過ぎるとしても、そのことが、資産からの運用収益を期待運用収益と保険数理差損益とに区分 (すなわち、価値の変動差額を認識) することの廃止につながるとはかぎらない。

- (b) 利用者にとっての情報の有用性を評価する際、あなたは次の要因のそれぞれをどのくらい重視しますか。また、なぜですか。
- (i) 給付建費用のいくつかの構成要素をその他包括利益に含めて表示すること
 - (ii) 公正価値に関する情報の分解
- (c) 表示アプローチのそれぞれを使用すると、どのような困難に直面しますか。

質問 4

- (a) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供するためには、ボードは、本ペーパーの中で説明されているアプローチをどのように改善させるべきですか。
- (b) 財務諸表の利用者により有用な情報を提供する代替表示アプローチがあったら、説明してください。そのアプローチは、どのようにして財務諸表の利用者により有用な情報を提供しますか。

リサイクルを伴った、現行 IAS 第 19 号における純給付建費用の基本的な測定の考え方

21. 我々は、DP のいずれのアプローチも支持しない。
- 第 11 項で述べたように、今回のフェーズでは、現行 IAS 第 19 号における純給付建費用の基本的な測定の考え方を変更せず、これを継続するべきである。この場合、当期に生じたものの、IAS 第 19 号に従った結果、純給付建費用とされなかった保険数理差損益や過去勤務費用は、その他包括利益で認識され、財政状態計算書のその他包括利益累積額に含められるべきである。その他包括利益累積額で認識された金額は、その後 IAS 第 19 号に従って純給付建費用の構成要素として認識されるに従い、調整(リサイクル)されるべきである。
22. そのような基本的な測定の考え方の例外である、リサイクルをしない IAS 第 19 号第 93D 項に定められた会計処理は、残すべきではない。
23. なお、第 21 項で述べたとおり、DP のいずれの代替アプローチも支持しないため、清算又は縮小に関わる利得又は損失を代替アプローチに従って処理するとする、予備的見解 (3.33 項) にも同意しない。
24. 我々の見解の理由は、第 25 項から第 29 項で詳述する。

(FASB が同様の問題への対処としてこの方法を採用)

25. IASB の退職後給付プロジェクトと同様に、フェーズ分けして退職後給付会計の改善を目指している FASB は、2006 年に SFAS 第 158 号「給付建年金及び他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」を開発した。当該基準で解決を図った問題は、IASB がこのプロジェクトで解決を目指す、現行 IAS 第 19 号の適用した場合の問題とほぼ同じものである (SFAS 第 158 号、結論の根拠 B8 項及び DP の 2.7 項参照)。第 21 項に述べた純給付建費用の表示の考え方は、SFAS 第 158 号で採用された考え方と類似しており、

これにより、問題の大半は解決されることとなる。

(価値の変動はその発生時点でのみ、包括利益の合計で報告される)

26. 第 21 項で述べたリサイクルを利用した方法によれば、給付建債務と制度資産の価値の変動は、それらが生じた会計期間に、その他包括利益の構成要素として、包括利益計算書で認識される。そして、包括利益の合計額に二度計上されることを防ぐため、その後に IAS 第 19 号に従って純給付建費用の構成要素として純利益に再分類された時点で、その他包括利益から控除される。したがって、この方法によれば、制度資産と給付建債務の価値の変動は、それらが生じた会計期間でのみ、包括利益において報告されることとなり、透明性も確保される。
27. また、そうした報告方法は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」や IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」でも採用されているものでもある。我々は、このアプローチは資産及び負債の価値変動の忠実な表現をもたらすものであり、退職後給付会計について、この方法を否定する理由はないと考える。

(退職後給付会計へのリサイクルの必要性)

28. 財務諸表の表示プロジェクトでは、リサイクル付きの純利益を残すかどうかは 7 年間にわたって検討されてきた。また、DP では、財務諸表の表示プロジェクトが完了していない中で、現在リサイクルを求めている IAS 第 19 号にこれを導入することに、IASB が消極的である (1.15 項) ことが述べられている。しかしながら、我々の理解によれば、IASB 及び FASB は最近、これを残すという暫定的な決定をし、リサイクルを求めるべきかどうかは、個々の基準で判断すべきとしている。したがって、必要であれば、IAS 第 19 号にリサイクルを導入することができると思う。我々は、現行 IAS 第 19 号の純給付建費用の基本的な測定の考え方を継続するために、そうすることが必要であると思う。
29. 我々は、IASB が 2004 年に IAS 第 19 号を改訂した際に、保険数理差損益を、その後の会計期間に純利益に含めて計上すべきか (リサイクルすべきか) を検討し、いくつかの理由により、これを採用しなかったことを承知している (IAS 第 19 号 BC48P 項)。しかしながら、我々は、IAS 第 19 号第 93D 項のようにリサイクルをせずに純利益の外で保険数理差損益を認識する処理は、次のような深刻な問題を引き起こすため、これを正当化できないと考える。
 - (1) IAS 第 19 号第 93D 項の処理のように、制度資産や給付建債務の変動の一部を純利益から永久に除外できるのであれば、総合的な業績指標である純利益や 1 株当たり利益にいずれの会計期間においても含まれない項目が生じることとなる。我々は、こうした処理は会計操作の余地を企業に与え、また、そうした結果は、財務諸表利用者などの関係者に幅広く受け入れられないと考える。

- (2) 一部の IFRS は、(IAS 第 19 号第 93D 項や IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の再評価モデルのように、) 一部の項目を純利益を通じることなく利益剰余金に計上することを認めている。しかしながら、それら IFRS は、他国では一般的ではない、ある国で採用された処理を、選択肢の 1 つとして採用したに過ぎない。純利益と株主資本の連携関係（クリーンサープラス関係）を保つという米国や日本などの主要な国の会計基準で行われているように、その他包括利益に認識された項目は、リサイクルをする必要がある。IAS 第 19 号の第 93D 項のような例外的な処理を削除することは、選択肢を削減することが望ましいとする IASB のスタンスと、より整合するものである。

拠出ベース約定の定義（第 5 章）

質問 5

ボードはこのプロジェクトで扱うべき約定を適切に識別したということに同意しますか。同意できないとしたら、プロジェクトにどの約定を含め、どの約定を除くべきですか。また、なぜですか。

質問 6

ボードの提案に従った場合、多くの約定が給付建から拠出ベースに分類し直されることになると思いますか。これらの提案によって、仮にあるとすれば、企業はどのような実務的な困難性に直面しますか。

拠出ベース約定の定義の曖昧さ

30. 拠出ベース約定と給付建約定とは、会計処理（特に測定）が大きく異なる。まず拠出ベース約定が定義され、残りが給付建約定とされるため、拠出ベース約定の定義が重要である。しかしながら、DP で提案された定義は厳密とはいえ、給付建約定と拠出ベース約定を明確に区別し得るとはいえない。例えば、給与リスクを負う約定を拠出ベース約定の定義に含めないとする DP の提案に関しては、以下で示すように「給与」が何を意味するかは国や地域の制度や慣習に依存するということが挙げられる。したがって、第 3 項から第 5 項で述べたように、そうした曖昧で不安定な定義に基づく検討は、見送ることが適当である。

- 日本では、功労的なものである、給与の一部（例えば、基本給等）に基づいて退職後給付を支給する制度がある。これら制度はキャッシュ・バランス・プランと機能的に同じであるものの、DP の提案によれば給付建約定に分類されることとなる。
- 日本においては、事業主は、各勤務期間に資格や能力に応じたポイントを従業員に付与し、従業員の退職時点に、累積ポイントとポイントの単価によって算定

されたものを退職給付として支払う、ポイント制を採用することができる。ある制度では、このポイントの単価は、労使間における給与水準と同様のプロセスを経て決定される。こうした制度は、給与リスクを伴う制度と類似しているという意見もあり、DPで提案された拠出ベース約定の定義の下では、給付建約定に該当するのか、拠出ベース約定に該当するのかが不明瞭であると考えられる。

31. 上記のように、DPが提案する定義に基づく検討については見送るべきという意見を述べたが、第32項から第34項を含む以下では、これを継続する場合も考慮し、拠出ベース約定の検討に資するべく、コメントを行うこととする。

拠出ベース約定の範囲

32. DPのITC8で述べられているように、固定リターン約定のような、IAS第19号の測定規定を適用することがさほど難しくくない一部の約定も、拠出ベース約定の範囲に含まれている。
33. 日本では、キャッシュ・バランス・プランの約定リターンは原則として、国債の利回りに連動しているもの又は固定リターンに限られている。こうした制度は、DPが4.9項の2つ目の項目で指摘するような問題は生じず、IAS第19号の測定規定を適用することが難しくないにもかかわらず、拠出ベース約定の範囲に含まれることになる。
34. 第7項で述べたように、IAS第19号の測定規定を適用しても、DPで提案された測定方法を適用した場合と比べ、相対的に問題が少ない約定については、これを除外するように、拠出ベース約定の範囲について見直しを行う必要がある。

質問7

提案は目的を達成しますか。達成しないとしたら、それはなぜですか。

IAS第19号で拠出建制度とされていた制度に与える影響（測定）

35. 日本においては、拠出建制度を採用する企業は毎月、制度に拠出を行うことが求められるため、期末に未払拠出金が残る場合であっても、割り引く期間は短くなる。したがって、DPの提案によっても、IAS第19号で拠出建制度とされた制度に対する会計処理に重要な変更を与えないと考えられる（開示については第37項から第39項参照）。
36. しかしながら、質問7は、拠出ベース約定の範囲の妥当性について、再度疑念を生じさせるものである。すなわち、DPのITC9によれば、IASBはIAS第19号での拠出建制度を拠出ベース約定に分類し、公正価値で測定することを提案する一方で、そうした制度の大半の会計処理を著しく変更すべきではないと考えている。我々は、DPのITC9で示したことを目標とするのであるならば、拠出建制度を拠出ベース約定の範囲から除外すべきと考える。

IAS 第 19 号で拠出建制度とされていた制度に与える影響（開示）

37. DP は、IAS 第 19 号が拠出建制度に分類している約定について、必要な拠出が支払われている場合、企業をリスクにさらさないため、IAS 第 19 号を超える追加開示をもたらさない、としている（9.15 項）。
38. しかしながら、第 35 項で述べた日本の制度のように、毎月支払いが求められる拠出建制度であっても、勤務が提供された会計期間に支払いを行うとは限らず、この会計期間の期末に未払拠出金が残る場合がある。こうした場合、拠出ベース約定として、未払拠出金は公正価値で測定され、その公正価値測定の基礎となった仮定などの項目を開示することが考えられる。これは、開示される情報は利用者にとってあまり有用性がない反面で、作成者にとって過大な負担になると考えられる。
39. したがって、この観点からも、拠出ベース約定の範囲から、拠出建制度を除外すべきと考える。

拠出ベース約定の測定（第 7 章）

質問 9

- (a) 本ペーパーに掲げる測定目的により適う代替的な測定アプローチはありますか。そのアプローチがどういうものであるかを述べ、なぜ測定目的により適うのかを説明してください。
- (b) ボードの退職後給付約定プロジェクトのこの段階において、リスクの影響をその測定アプローチの構成要素としてどの程度まで含めるべきですか。これをどのように行うべきですか。

拠出ベース約定を公正価値で測定する場合の困難性

40. DP は、拠出ベース約定の負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきであると提案する（PV 12）。しかしながら、こうした測定方法は、次のような問題点が多く、実務において適用することは極めて困難と考えられる。したがって、この点からも、提案された、拠出ベース約定のアプローチに基づく検討は見送るべきと考える。
- DP は、拠出ベース約定を公正価値で測定するに際して、信用リスクを織り込む必要があるとしている（負債の公正価値は、移転の前後で信用リスクが同一であることを前提とする）。しかしながら、これに必要な情報（例えば、格付けの低い会社の 20 年の社債の利回り）を入手することは現実には困難である。
 - 日本では、基金に拠出を行わず、自社で従業員に直接給付の支払義務を負う制度を導入する企業の場合、倒産時点での退職後給付債務に対する従業員の優先順位は高くなる。このような場合には、給付債務の測定に織り込む信用リスクは、

企業の一般的な信用リスクとは異なると考えられるが、そうした情報を入手することは非常に困難と考えられる。

- DP は、拠出ベース約定の測定に信用リスクを織り込む一方で、給付約定の条件が変化しないことを前提とする測定を提案している。後者の提案は、将来に給付減額の可能性がないことを意味している。しかしながら、日本の企業年金制度では企業の経営状況が悪化し、かつ、一定の条件を満たせば²、将来分のみならず、過去分に係る給付についても減額を行うことが認められている（これは、欧米では一般的な取扱いではないかもしれない）。こうした制度の下では、デフォルトの前に給付減額が行われることが十分に考えられることから、給付減額のリスクを無視して、拠出ベース約定への支払いのデフォルト・リスクのみを反映させることは不合理であると考えられる。

なお、給付減額のリスクを織り込んで測定をすることで、この問題は解決できるものの、そのような給付減額のリスクを測定することは実際には不可能である。

積立フェーズ後の給付の測定（第 8 章）

質問 10

- (a) 支払フェーズと据置フェーズの給付負債を、積立フェーズの給付負債を測定するときと同じように測定すべきである、という考えには賛成しますか。賛成できないとしたら、それはなぜですか。
- (b) 支払フェーズ期間中の拠出ベース約定の負債を、その給付約定の条件が変化しないと仮定して公正価値で測定するのは、どのような点で困難ですか。

41. DP の予備的見解 13 で提案された測定方法は、経済的にまったく同一の約定であるにもかかわらず、給付建約定の負債と拠出ベース約定の負債とで異なった測定がなされるという深刻な問題を引き起こす。したがって、我々は、提案された測定方法には、表現の忠実性の観点から明らかに重大な問題があり、また、退職後給付会計の中での内的不整合を生み出すことになると考える。

拠出ベース約定の分解、表示及び開示（第 9 章）

質問 11

- (a) 拠出ベース約定負債の変動に関する情報については、どの程度まで分解するのが財務諸表の利用者にとって有用ですか。それはなぜですか。
- (b) 拠出ベース約定負債の変動を給付建約定に要求されている構成要素と同様の構成要素

² この一定の条件には、当該給付に対する受給権者の 2/3 以上の同意が含まれる。

に分解するのは困難であるという考えには同意しますか。同意できないとしたら、それはなぜですか。

利息費用の識別

42. DP は、拠出ベース約定の負債の変動を、勤務費用とその他の公正価値変動のみに分解すべきとしている (ITC 13)。これは、利息費用を識別することについて、追加情報の便益を上回る複雑性を加えることになる、と考えるためである (9.8 項)。しかしながら、(第 33 項で述べたような、) 固定リターン約定や約定リターンが国債の利回りに連動している約定は、利息費用を識別することに困難性はないことから、IAS 第 19 号の測定規定を適用することはさほど難しくない。したがって、第 34 項で述べた点に加え、この点からも、拠出ベース約定の範囲の見直しを行う必要があると考えられる。

公正価値による勤務費用の測定

43. DP が提案する、拠出ベース約定の負債の変動を、勤務費用とその他の公正価値変動のみに分解する点に関連し、提案された勤務費用の測定方法についても、検討が必要であると考えられる。DP は勤務費用を、拠出ベース約定の負債の当初認識額である公正価値で測定すべきとしている (9.4 項)。このことは、企業の信用リスクの程度によって勤務費用が異なる額で認識されるという結果をもたらすことになる。信用リスクを織り込んだ測定については、質問 9 での回答でも示したように、種々の問題が考えられる。したがって、信用リスクを勤務費用の測定に織り込む場合には、まずこうした問題の解消が必要である。

質問 12

拠出ベース約定の負債の変化は、

- (a) 制度資産の価値のすべての変動と共に、純利益に含めて表示されるべきですか。それとも、
- (b) 給付建約定の負債の変動表示に倣うべきですか (第 3 章を参照)。
- (c) それはなぜですか。

拠出ベース約定の負債の変動の表示

44. 我々は、負債を公正価値で測定することについて、金融商品プロジェクトのディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」の第 3 章パート B でも整理されている懸念、とりわけ企業の信用リスクの上昇によって、負債が減少し、利得が認識される点に対して重大な懸念を持っている。したがって、拠出ベース約定の負債の変動を、それが生じた時点で即時に純利益に含めて表示すべきでないと考え

る。

「いずれか高い額」のオプション付き給付約定（第10章）

質問 13

- (a) 企業が、主たる給付建約定とは別に認識するいずれか高い額のオプションを識別し、測定するのは、どのような点で困難ですか。
- (b) いずれか高い額のオプション付き給付約定に関する提案に対して、他に何かコメントしたいことはありますか。あるとしたら、どんなことですか。

45. DPの予備的見解では、主たる給付建約定とは別に認識された「いずれか高い額」のオプションについて、DPの第7章で提案された拠出ベース約定の測定方法と整合させ、その給付約定の条件が変化しないと仮定して、公正価値で測定すべきということが提案されている（PV 16 及び PV 17）。我々は、「いずれか高い額」のオプションの会計処理を検討する際にも、第40項や第44項等に記載したコメントを考慮すべきと考える。

★ ★ ★

我々のコメントが、退職後給付会計プロジェクトに関する、IASBの今後の議論に貢献することを希望する。

逆瀬重郎

退職給付専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長